

別記様式（第6条関係）

会 議 録

会議の名称		第3回田原市・渥美町合併協議会	
開催日時		平成16年 9月13日(月) 14時00分開会 ・ 15時 30分閉会	
開催場所		渥美町中央公民館 多目的ホール	
議長氏名		田原市長 白井 孝市	
出席者氏名		別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名		東三河事務所長 夏目 安孝 顧問	
会 議 事 項	1 議 題 会議録署名委員の指名について (確認事項) ・ 財産及び債務の取扱いについて(協定項目5) ・ 地域審議会の取扱いについて(協定項目24) (提案事項) ・ 地方税の取扱いについて(協定項目8) ・ 一般職の職員の身分の取扱いについて(協定項目9) ・ 特別職の身分の取扱いについて(協定項目10) ・ 条例・規則等の取扱いについて(協定項目11) ・ 事務組織及び機構の取扱いについて(協定項目12) (その他) ・ 新市建設計画について ・ 第3回協議会の開催日程等について ・ 新市のまちづくり講演会の開催について(第2回)	2 会議結果 ・ 原案どおり確認 ・ " " ・ 次回協議会において確認 ・ " " ・ " " ・ " " ・ 策定進行状況について説明 平成16年9月30日(木) 田原市役所第1委員会室 平成16年10月8日(金) 場所：渥美町文化ホール	
	会議の経過	別添のとおり	
会議資料	別添のとおり 第3回田原市・渥美町合併協議会 会議次第 田原市・渥美町合併協議会 第3回会議資料 (仮称)田原市・渥美町まちづくり推進計画<新市建設計画>		
会 議 録 の 確 定			
確定年月日		署名押印	
平成 年 月 日		署名委員 印 印	

**田原市・渥美町合併協議会委員等名簿
(出欠簿)**

区 分	職 名 等	氏 名	出席	欠席
会 長	田原市長	白 井 孝 市		

区 分	職 名 等	氏 名	出席	欠席	
第 7 条第 1 項 第 1 号委員	渥美町長 (副会長)	原 功 一			
第 7 条第 1 項 第 2 号委員	田原市議会議員	蘭 保 則			
	渥美町議会議員	小 川 藤 吾			
第 7 条第 1 項 第 3 号委員	田 原 市	自治会代表	小 林 舜 治		
		青年代表	河 谷 伸 久		
		女性代表	富 田 さ よ 子		
		農業団体代表	岡 本 ま 勝		
		商工団体代表	鈴 木 よ し 喜 玄		
		臨海企業代表	山 田 と し 俊 郎		
	渥 美 町	自治会代表	山 本 た か ま 正		
		青年代表	宮 田 な お ゆ き 行		
		女性代表	杉 浦 み き お 操		
		農業団体代表	伊 藤 よ し 欣 夫		
	商工団体代表	渡 會 か ず あ き 昭			
計	(田原市 7 人・渥美町 7 人)	14 人			

区 分	職 名 等	氏 名	出席	欠席
第 11 条第 1 項 顧問	愛知大学名誉教授	河 谷 ひ 秀 と し 敏		
	(社)東三河地域研究センター常務理事	戸 田 と し ゆ き 行		
	愛知県東三河事務所長	な つ め や す た か 孝		

第3回田原市・渥美町合併協議会会議録

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局長	<p>時間となりましたので、ただいまから第3回田原市・渥美町合併協議会を始めさせていただきます。</p> <p>開会に当たりまして会長からあいさつをいただきますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、開会に当たりまして一言ごあいさつをさせていただきます。</p> <p>本日は、第3回の合併協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方全員のご出席を賜りまして、ありがとうございます。顧問の夏目所長さんがお一人ご都合で今日はおみえになりませんが、皆様方全員ご出席をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>ただいまは9月の定例議会の最中ということで、なかなか多様な中でございますが、合併協議のほうもご案内のとおり、もう9月は半ばになってまいりましたものですから、今月から来月にかけて少しピッチを上げていろいろご協議いただくことが出てまいろうと思います。</p> <p>今日は、そうした中でございますが、大変、渥美町のほうにお世話になることになりまして、後ほどまた原町長さんにも一言ごあいさつを賜りたいと思いますが、そして協議会に入りたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。</p> <p>なお、今日ぐらいから、そろそろ新市建設計画の話題がぼちぼち出てこようと思いますので、これも順次、またいろいろご関心を持っていただきまして、ご協議のほうをお願い申し上げたいと思います。</p> <p>それでは、原さん、一言ごあいさつを。今日はありがとうございます。</p>
原副会長	<p>どうもこんにちは。</p> <p>合併協議会立ち上がり以来3回目になりまして、2回は田原市さんにお世話になりまして、させていただきますが、今日は渥美へお迎えしたということで、皆さんに日ごろからいろいろ大変お世話になりましてありがとうございます。</p> <p>昨日は2004年のトライアスロンがありまして、最近ではいろいろ、台風、それから、地震等もありまして、そのせいか大変日焼けしたような顔をしておりますが、そのせいでありまして、お許してください。健康そのものでやっております。</p> <p>この協議会がいよいよ序盤を経まして、中盤へ進んでいくという時期でありますので、よろしく皆様のご協議をお願いしたいと思います。</p> <p>今日は本当に遠いところをありがとうございました。</p>
事務局長	<p>大変ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日の議事に入ってまいりたいと思います。</p> <p>これ以後の議事の取り回しにつきましては、会長をお願い申し上げますので、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>それでは、ただいまから会議のほうに入らせていただきたいと思います。暑い日はお気を付けていただきまして、ひとつ気象にご注意のほうをお願い申し上げます。</p>

たいと思います。

それでは、規約に従いまして、会議の運営を行わせていただきたいと思います。

本日は、先回の協議会で提案をいただきました「財産及び債務の取扱い」及び「地域審議会の取扱い」の2点について、ご確認をいただくとともに、新たに協定項目B群の「地方税の取扱い」、「一般職の職員の身分の取扱い」、「特別職の身分の取扱い」、「条例・規則等の取扱い」、「事務組織及び機構の取扱い」の5点をご提案させていただきます。委員の皆さんのご意見を伺ってまいりたいと思います。よろしくお願いをいたします。

それでは、ただいまの出席委員は14名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから第3回田原市・渥美町合併協議会を開催させていただきます。

審議に先立ちまして、会議録署名委員の指名をさせていただきます。

会議録署名委員は、河合伸久委員さん、宮田直行委員さんのご両名にお願いをいたします。よろしくお願いをいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

協議第9号「財産及び債務の取扱いについて」を議題といたします。事務局、説明をしてください。

事務局長

それでは、ただいま議題となりました協議第9号「財産及び債務の取扱いについて」ご説明申し上げます。

資料は1ページをご覧くださいと思います。

財産及び債務の取扱いについての調整方針といたしましては、「渥美町の所有する財産及び債務は、すべて田原市へ引き継ぐものとする。ただし、基金については、類似のものを田原市の基金に統合し、渥美町農業集落家庭排水処理施設設置事業基金は合併時に廃止するものとする。」とするものでございます。

それでは、その理由等につきまして、順次ご説明してまいりますので、1枚はねていただきまして、2ページをご覧くださいと思います。

2ページから6ページまでの表に掲載しました財産、債務については、現時点、平成15年度の決算による数値でございますので、今後、合併時までには数値等変動が生じてまいりますので、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。

それでは、2ページをご覧くださいまして、今回の合併で田原市へ引き継がれる渥美町の財産、債務の概要につきまして、現に田原市が保有しております財産、債務等を含めまして説明してまいりたいと思います。

それでは、2ページに掲げてあります現況の渥美町の欄をご覧くださいと思います。

田原市に引き継ぐ渥美町の財産の概要から申し上げますと、まず、公有財産といたしましては、庁舎や小中学校、保育所といった公共施設の土地及び建物のほか、次のページであります別紙1に掲げました出資による権利がございます。

渥美町から引き継ぐ土地93万3,637㎡と建物11万158㎡を、現在田原市が保有しております土地160万1,806㎡、建物22万6,630㎡にそれぞれ合算しますと、新市は土地で253万5,443㎡、建物で合算いたしますと33万6,788㎡を保有することとなります。

公有財産のうち、出資による権利は、先ほど申したとおり3ページに掲載してございますが、これも渥美町からの出資額4,413万8,000円を田原市の現在の出資額である3億4,163万円に合算いたしますと、新市は24法人に対しまして3億8,576万8,000円の出資を行うこととなります。

このほか、渥美町から引き継がれる財産を申しますと、公用車、パソコン等の物品、また、債権といたしましては給与所得者の特別徴収のうち、翌年度の徴収分。それから、4ページをご覧いただきたいと思います。別紙2の表に掲げました9種類の基金。この基金につきましては、後ほどその取扱方針についてご説明してまいりたいと思います。

さらに、引き継ぐ財産でございますが、5ページの別紙3に掲載してございます企業会計で保有する水道事業固定資産がございます。

最後に、2ページに戻りまして、説明が最後になりますが、財産の一番下に掲げてございます田原渥美土地開発公社保有地、両市町で先行取得しております土地がございます。

続きまして、これも田原市へ引き継ぐ債務についてご説明いたします。債務につきましては6ページをご覧いただきたいと思います。表の一番最後であります。

最初に、平成15年度末での地方債、企業債の借入残額といたしまして、普通会計、特別会計、水道事業等の企業会計をあわせまして118億5,602万7,000円がございます。このほか、渥美町が債務保証を行っております土地開発公社の借入金5億2,200万円と、その下に掲げてございます渥美病院移転整備補助金を始めといたしまして、将来にわたって支払い等約束した債務負担行為額41億6,787万2,000円なども債務として挙げさせていただいております。

また、7ページのほうには、最近の編入合併におけます先進事例を掲げましたが、財産及び債務につきましては、すべて引き継ぐ協定がなされております。

以上のことを踏まえまして、本調整方針を定めるに当たりまして、引継ぎにあたって特別の事情等も特にございませんので、田原町と旧赤羽根町の合併の例にも倣いまして、すべて田原市へ引き継ぐものとするものでございます。

また、引き継ぐ財産のうち、先ほど若干触れました基金につきましては、その引継ぎに当たりまして同種のものごとの統合、あるいはものによっては整理廃止等の必要もありますので、その具体的な取扱いにつきましては4ページ、別紙2の渥美町の欄の右側をご覧いただきたいと思います。右側のように取り扱ってまいりたいと思います。

渥美町のみで設置しています上から2番目、ふるさと創生基金、その下の減債基金につきましては、類似のものということで、財源不足が生じたときに、財源に充てるための財政調整基金に統合するものでございます。

また、一番下にございます渥美町農業集落家庭排水処理施設設置事業基金につきましては、田原市には同種のものございませんが、田原市の特別会計で受入措置が可能でありますので、廃止とするものでございます。

なお、財産処分に関する協議につきましては、合併協議の終了後になると思いますが、地方自治法第7条に基づきまして、関係市町の議会の議決を経ることが必要となります。

以上で、協議第9号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

ご苦労さまでした。

それでは、説明が終わりましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ございましたらお出しいただきたいと思います。

ご質疑ございませんか。

それでは、特にご意見等もないようでございますので、採決を行わせていただきたいと思っております。

	<p>協議第9号「財産及び債務の取扱いについて」を原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。</p> <p>次に、協議第10号「地域審議会の取扱いについて」を議題といたします。事務局、説明をしてください。</p>
事務局長	<p>それでは、引き続きまして議題となりました協議第10号「地域審議会の取扱いについて」協定項目番号24番をご説明申し上げます。</p> <p>資料につきましては9ページをご覧ください。</p> <p>地域審議会の取扱いの調整方針といたしまして、「市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づき、合併前の渥美町の区域を対象とする地域審議会を設置する。なお、地域審議会は、別紙「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。」とするものでございます。</p> <p>それでは、その理由等について順次ご説明してまいりますので、資料につきましては10ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>地域審議会につきましては、合併によりまして行政区域が拡大し、地域住民の意見が合併後の市町村の施策に反映されにくくなるのではないかという懸念に対応しようと、平成11年7月の合併特例法の改正により、制度化されたものでございます。</p> <p>また、この組織の性格といたしましては、合併後の新市の長の諮問機関に当たるもので、その任務は、諮問に応じ意見を述べたり、必要に応じ意見を申し述べることでございます。</p> <p>地域審議会を設置する区域や期間、組織、構成員など具体的なことは合併前に合併関係市町の協議により決めることとされております。田原町と赤羽根町の合併の際を申し上げますと、10ページの現況の田原市の欄に記載してございますが、合併に伴いまして赤羽根町議員の減少により、地域住民の意見が届かなくなるといった懸念への対応策といたしまして、合併前の赤羽根町の区域へ、この地域審議会を設置しております。</p> <p>また、同じ参考資料の右側、備考欄に掲げてございますが、本件につきましては、事前協議事項確認書で両市町の間で確認しておりますので、渥美町の区域への地域審議会の設置を提案するものでございます。</p> <p>なお、備考欄の下半分には、参考までに県内の状況を記載してございます。</p> <p>資料の11ページ、12ページの地域審議会の設置に関する協議をご覧くださいと思います。</p> <p>本協議は、合併特例法の規定に基づきまして、赤羽根町地域審議会の例にも倣い、作成したものでございまして、順次説明してまいりますと、第1条は設置に関する根拠規定で、第2条は名称を定める規定でございます。名称は田原市渥美地域審議会とするものでございます。</p> <p>第3条は、設置期間を定める規定でございまして、地域審議会につきましては、一方で合併市町村の一体性の速やかな確立を阻害するおそれもございますので、そうならないよう終了年度を赤羽根地域審議会にあわせまして、平成21年3月31日とするものでございます。</p> <p>第4条は、所掌事務を定める規定で、ここに掲げてございます4点の事務を所掌するものでございます。</p>

第5条は、組織に関する規定でございます。委員は渥美町の区域に住所を有する方で、第1項から6項に掲げる者から市長が任命し、10名以内で組織するものでございます。

第6条は、任期を定める規定で、任期は2年とするものでございます。

第7条は、会長及び副会長に関する規定。

第8条は、会議に関し、必要事項を定めた規定でございます。

第9条は、庶務に関する規定で、支所で行うものでございますが、現時点では名称が決まっていますので仮称とさせていただきます。

第10条は雑則でございます。

なお、この協議につきましては、両市町の議会の議決を経る必要があり、議決後、正式に両市町の市長、町長で調印の上、設置の内容を告示することにより、条例と同等の効果を有するものでございます。

以上で協議第10号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

それでは、説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質疑、ご意見お出しいただきたいと思っております。

ご質疑ございませんか。

本件も既に事前の調整が済んでおりますので、それでは採決をさせていただきますと思っております。

協議第10号「地域審議会の取扱いについて」を原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

ありがとうございます。ご異議なしとして、本案は原案どおり確認をされました。

確認事項は、本日は以上でございます。

それでは、次に提案事項のほうに入らせていただきたいと思います。

ただいまから提案説明をさせていただきます。5件の提案事項は、本日は説明のみとさせていただきますので、確認は次回の協議会でお願いをいたしたいと思っております。よろしくお聞き取りの上、お願いいたします。

それでは、最初に、協議第11号「地方税の取扱いについて」を議題といたします。事務局、説明をしてください。

事務局次長

それでは、ただいま議題となりました協議第11号「地方税の取扱いについて」協定項目番号8番につきましてご説明をいたします。

資料の15ページをご覧ください。

地方税の取扱いの調整方針といたしましては、「地方税の取扱いについては、田原市の制度に統一する。ただし、都市計画税及び国民健康保険税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の地方税に関する特例の規定を適用し、次のとおり取扱うものとする。」

1つ目といたしまして、「都市計画税については、合併年度及びその翌年度は、現行のとおりとする。」

2つ目といたしまして、「国民健康保険税については、合併年度は現行のとおりし、翌年度調整し統一する。」とするものでございます。

それでは、地方税について、現在の状況等につきまして説明を申し上げます。

1枚めくっていただきまして、資料の17ページをご覧ください。

両市町が課税している税につきましては、こちらにございますように市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、都市計画税、国民健康保険税がございます。

1の市町村民税から6の特別土地保有税につきましては、両市町とも税率は同様の取り扱いをしておりますので、合併後も引き続き田原市の制度に統一するという形で同様の取り扱いをするというものでございます。

次に、7の都市計画税につきましてご説明をいたします。

都市計画税は、都市計画区域のうち、原則として市街化区域の土地や家屋に課税され、市町村が行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する経費に充当される目的税でございます。この税の計算方法は、固定資産税の積算とほぼ同じでございます。地方税法上の制限税率は0.3%となっております。

田原市におきましては、制限税率よりも低い税率0.25%で課税をしております。

19ページをご覧くださいと、平成15年度の両市町の市町村税調定額を示した一覧表がございますが、田原市における都市計画税の調定額は4億6,000万円ほどございました。これらは都市計画道路、都市公園、下水道、市街地再開発及び都市計画事業に係る地方債の償還へ充当されており、貴重な財源となっております。

渥美町におきましても、都市計画事業を実施しておりまして、平成19年度から課税を開始するという方向で進めております。

また、合併特例法では、合併による急激な負担の増加の軽減をするという趣旨で、合併後の5年度までを限度として、地方税に関して課税をしないこと。または、不均一の課税をすることができるという特例措置が設けられております。したがって、両市町の合併に際しましてもこの制度を活用し、合併後の平成18年度まで、それぞれ現行のとおり取り扱うこととまいりたいとするものでございます。

次に、8の国民健康保険税につきましてご説明をいたします。18ページでございます。

国民健康保険税は、国民健康保険に要する費用に充てるための目的税でございます。その年の保険事業に必要な費用総額から国の補助金などを差し引いた残りを被保険者が負担するもので、保険税は両市町とも4方式と呼ばれる所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割で税額を算定しております。保険事業を遂行し、かつ健全な会計が維持できるよう、毎年税率を見直し、負担をお願いしているものでございます。

なお、介護保険に係る税率も同様に算定をしております。16ページをご覧ください。

ここの税率欄を見ていただきますと、医療保険、介護保険におきまして税率及び限度額に両市町でそれぞれ違いがあることがおわかりになると思います。これらを統一するためには、新市で保険事業に必要な費用総額や所得等が明確にならなければ税率を決定できないものでございますので、合併時点ですぐに統一というわけにはいかないものでございます。

したがって、国民健康保険税につきましても、合併特例法に規定する地方税に関する特例措置の制度を活用いたしまして、合併年度は従前のとおり取り扱うこととし、合併の翌年度から調整の上、制度の統一をまいりたいとするものでございます。

なお、20ページ、21ページには関係の法令、22ページには最近の編入合併の先進事例をつけておりますので、参考にしてください。

<p>議長</p>	<p>以上で協議11号の「地方税の取扱い」についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいま説明が終わりました「地方税の取扱い」につきましてご質問ございましたらお尋ねをいただきたいと思えます。ご質疑等ございませんか。</p> <p>それでは、特にないようでございますので、また次までの間に時間がありますので、勉強をしてきていただきたいと存じます。</p> <p>それでは、次へ進ませさせていただきます。</p> <p>協議第12号「一般職の職員の身分の取扱い」についてを議題といたします。事務局、説明をしてください。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>それでは、ただいま議題となりました協議第12号「一般職の職員の身分の取扱い」協定項目番号9番につきましてご説明を申し上げます。</p> <p>資料の23ページをご覧ください。</p> <p>一般職の職員の身分の取扱いにつきましての調整方針といたしましては、1つ目として、「渥美町の一般職の職員は、すべて田原市の職員として引き継ぐものとする。」</p> <p>2つ目といたしまして、「渥美町の一般職の職員の給与、任免、配置、その他の身分の取扱いについては、田原市の職員との均衡を考慮して、公平に取り扱うものとする。」</p> <p>3つ目といたしまして、「職員数については、定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。」とするものでございます。</p> <p>それでは、その理由等についてご説明を申し上げます。最初に資料の27ページをご覧ください。</p> <p>こちらは一般職の身分の取扱いに関する法令でございますが、下段の合併特例法に記載がございますように、市町村の合併の際、現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が、引き続き合併市町村の職員として身分を保有するように措置をしなければならない。また、身分の取扱いに関しては、公正に処理をしなければならないとされております。したがって、今回の合併の場合におきましては、渥美町の一般職の職員をすべて田原市の職員として引き継ぐ取り決めに調整方針の1つ目としております。</p> <p>また、これに加え、勤務条件等についてその状況を比較検討し、合併前と合併後で均衡を欠くことのないよう取り決めをしておく必要がございます。</p> <p>戻っていただきまして25ページをご覧ください。</p> <p>一番上に職員の職名がございますが、田原市は部長制を導入している関係上、渥美町よりも多くなっております。</p> <p>次に、その下から次のページでございます給与でございますが、こちらも給料表、初任級、諸手当におきまして両市町で少し違いがございます。</p> <p>このように両市町で少し異なる身分の取扱いがございますので、調整方針の2つ目でございますが、渥美町の一般職の職員が、合併後の田原市の職員と比較して、給与、任免、配置、その他身分上の取扱いの面で均衡を欠くことのないよう公正に取り扱うとするものでございます。</p> <p>次に、戻っていただきまして24ページをご覧ください。</p> <p>職員の定数につきましては、それぞれ市町の条例で定めてありますが、両市町全体では実配置人員は843人でございます。職員の定数につきましては、合併のメリ</p>

	<p>市におきまして定員適正化計画を策定し、勸奨退職制度を活用するなどして、定員管理の適正化に努めていく必要がございます。したがって、定員管理の適正化を調整方針の3つ目としております。</p> <p>何年で何%定数を削減していくかといったような具体的なことにつきましては、後ほど説明させていただきます協議第15号「事務組織及び機構の取扱い」の方針に基づき、新市におきまして類似団体等も参考にして、定員適正化計画を策定する中で、住民の皆様のご理解がいただけるものに決定していきたいと考えております。</p> <p>なお、28ページに先進事例をつけておりますので、参考にしてください。</p> <p>以上で、協議12号「一般職の職員の身分の取扱い」についての説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、ご質問がございましたお願いをいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
河合委員	<p>3点ほどちょっと質問をさせていただきたいと思います。</p> <p>協議15号のほうでも説明をしていただけたという関連があるとは思いますが、今回の合併における、合併したあとの人口規模、経済力などを他の市町村と比べましてどのくらい多いのかとか、経済力によっても違うと思いますが、どの程度に考えられているのかということと、2番目に、定員適正化計画作成を新市になりましたら早期に策定するというふうなご説明でございましたが、今考えられている目標年度、目標職員数など、現段階で試算などございましたら教えていただきたいと思います。</p> <p>それから、3つ目に、合併協議に入る前に田原から渥美に対しまして、口頭で渥美の一般職の職員は合併までに勸奨退職などを積極的に実施し、定員の適正に努められるよう依頼してあると聞いておりますが、渥美町ではどんな目標や計画を現段階で考えられているかご質問いたします。</p>
議長	<p>事務局、お願いいたします。</p>
事務局次長	<p>1点目の人口規模が同じぐらいの他市の職員数につきましては、人口が約6万8,000人の碧南市が867人、約6万6,000人の津島市が894人、それから、同じく、約6万6,000人の豊明市が545人、それから、約6万5,000人の知立市が443人となっております。ただし、職員数につきましては、人口だけではなくて、面積や予算、事業量などにもよってくるものだと思いますので、そうしたことを総合的に検討する形で考えていきたいと思っております。</p> <p>それから、2点目の定員の適正化の目標年度につきましては、直接的に人件費を左右するものでございますので、新市建設計画の根拠となる財政計画や合併後の総合計画とも密接に関係してくるものでございますので、ひとつにはこれらの計画期間である平成27年度をめどとするのが適当ではないかなと考えております。</p> <p>それから、目標職員数につきましては、さきの第3回の田原市議会の一般質問でも市の当局から、合併後の職員数の適正化について答えられておりますけれども、合併後の新市の人口と産業構造を基準にした類似団体別職員数や、自治体の行政需要に密接に関係するさまざまな指標と職員数との関係を分析し、職員数を算出した定員モデルというものがあるんですけども、こういったものを活用して試算をしてみますと、合併後の職員数849名に対しまして、おおむね150名から200名程度が多いと想定されます。</p>

	<p>それから、渥美町の定員の適正化につきましては、現段階では具体的な目標は定めておりませんが、職員採用を見送り、保育所の統合を図るなど、人員削減に取り組んでおります。職員の定年退職の状況は平成16年度から平成20年度までの5年間で33人、平成21年度から平成25年度までの5年間で59人となっております。これらの方の退職前倒しや、その他の職員の退職を促進するため、勸奨退職の年齢制限を廃しているということでございます。それから、今後も勸奨退職制度の周知を始め、町職員数の状況を訴えるなど、個別面談を含めて職員に協力を求めていくということで、それから、また、退職金の上乗せは現行制度では不可能ではございますが、他市町の制度を調査するなど、新たな勸奨制度を検討していきたいということでございました。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	河合さん、はい、どうぞ。
河合委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>先ほど、最初の説明の中でもございましたけれど、合併のメリットの中の重点項目と考えております。議会の定数も住民の理解が得られるようにということで最小限に抑えたということもございますので、職員のほうも定員適正化計画を早期につくり、目標をいち早く達成していただけるようにご要望いたします。</p> <p>以上です。ありがとうございました。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかに、ご意見でも結構です。ご質問ございましたらお願いいたします。</p> <p>それでは、ほかに特にならぬでございますので、もう少し内容をよくお互いに勉強してきていただくということで、次へ進ませさせていただきます。</p> <p>次は、協議第13号「特別職の身分の取扱い」についてを議題といたします。事務局、説明をしてください。</p>
事務局次長	<p>それでは、ただいま議題になりました協議第13号「特別職の身分の取扱い」協定項目番号10番につきましてご説明を申し上げます。</p> <p>資料の29ページをご覧ください。</p> <p>特別職の身分の取扱いにつきましての調整方針といたしましては、「渥美町の常勤の特別職（教育長を含む）の職員の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする。」ものでございます。</p> <p>それでは、理由等についてご説明を申し上げます。1枚めくっていただきまして30ページをご覧ください。</p> <p>ここには両市町の常勤の特別職でございます市長、町長、助役及び収入役、教育委員会に置かれております教育長の現在の状況を示させていただいております。</p> <p>合併による特別職の身分上の取扱いにつきましては、議会の議員及び農業委員会の選挙による委員とは異なりまして、身分に関する特例措置がございませんので、田原市の特別職の身分には変更はございませんが、渥美町の町長、助役、教育長の方々につきましては、全員がその身分を失うことになります。</p> <p>合併協議会によりましては、身分を失うこととなります常勤の特別職の方々につきまして、合併後の職をどのようにするかにつきまして、ご協議をいただく場合もあるかもしれませんが、同合併協議会といたしましては、資料の33ページに記載の</p>

	<p>30ページの右端の備考の田原町・赤羽根町の合併時の取扱いと同様に、両市町の長にこの協議をゆだねさせていただくということで提案をさせていただいております。</p> <p>この両市長、町長さんの協議につきましては、今回の合併の原則によりますと、渥美町の常勤の特別職の方々につきましては、その職を退いていただいて、合併後の身分上の処遇はいたさない方針となりますので、これを前提に協議が進められることとなります。</p> <p>以上で協議第13号「特別職の身分の取扱い」についての説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、説明が終わりましたので、ご質問、ご意見等ございましたらお出しいただきたいと思っております。</p> <p>特にご質問もないようでございますので、次に移らせていただきます。</p> <p>協議第14号「条例・規則等の取扱い」についてを議題といたします。事務局、説明をしてください。</p>
事務局次長	<p>それでは、ただいま議題となりました協議第14号「条例・規則等の取扱い」協定項目番号11番につきましてご説明をいたします。</p> <p>資料の35ページをご覧ください。</p> <p>条例・規則等の取扱いにつきましての調整方針といたしましては、「田原市の条例・規則を適用するものとする。ただし、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に係る条例・規則については、その調整内容を踏まえて規定の整備を行うものとする。」とするものでございます。</p> <p>それでは、理由などについてご説明をいたします。資料を1枚めくっていただきまして36ページをご覧ください。</p> <p>両市町におきましては、ここに記載のありますように、条例、規則、規程、規約等がございますが、今回は渥美町を田原市へ編入する編入合併ということを確認いただいておりますので、渥美町の条例・規則等は失効し、原則として田原市の条例・規則を適用することとなりますが、原則としてはこういったことではございますが、条例・規則等の本数が膨大でございますし、今後の事務事業の調整により、規定の整理も必要になってくると思われまますので、田原町・赤羽根町の合併のときも同様でございましたが、総括的な調整方針とさせていただいております。</p> <p>具体的な個々の条例・規則をどのようにしていくかということにつきましては、幹事会、分科会の決定にゆだねさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご願ひいたします。</p> <p>なお、他の項目と同様でございますが、法令、先進事例を37ページ、38ページにつけておりますので、参考にご覧ください。</p> <p>以上で「条例・規則等の取扱い」についての説明を終わります。よろしくご願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、説明が終わりましたので、ご質問、ご意見等ございましたらお出しいただきたいと思っております。ご質疑ございませんか。</p> <p>特にご質問等ないようですので、それでは、次に移らせていただきます。</p> <p>協議第15号「事務組織及び機構の取扱い」についてを議題といたします。説明をしてください。</p>

<p>事務局次長</p>	<p>それでは、ただいま議題となりました協議第15号「事務組織及び機構の取扱い」協定項目番号12番についてご説明を申し上げます。</p> <p>資料の39ページをご覧ください。</p> <p>事務組織・機構の取扱いにつきましての調整方針といたしましては、1つ目として、「新市の事務組織及び機構は、次の方針に基づき整備する。」</p> <p>方針の1つ目といたしまして、「地方分権における行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構。」それから、整備方針の2点目でございますけれども、「住民の声を適正に反映できる組織・機構。」それから、3点目で、「住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構。」4点目で、「指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構。」5点目として、「簡素で効率的な組織・機構。」</p> <p>この5つの整備方針をもとに、事務組織及び機構は整備を進めてまいりますのでございます。</p> <p>それから、調整方針の2つ目といたしまして、「現在の渥美町役場については、支所として存続をさせるものとする。なお、支所の組織については、住民サービスが低下をしないように十分配慮し、段階的に再編、見直しを行うものとする。」とするものでございます。</p> <p>それでは、内容等についてご説明をいたします。</p> <p>今回は既に確認をいただいておりますとおり、渥美町が田原市に編入する編入合併でございますので、基本的には田原市の事務組織及び機構はそのまま残るということとなります。</p> <p>資料の42ページ、43ページには現在の両市町の組織・機構図を、それから、その後のページ、44、45ページには法令、先進事例をつけておりますので、参考にご覧いただければと思います。</p> <p>事務組織や機構につきましては、住民の皆様も非常に関心のあるところでございますし、合併による機能やサービスの低下は避けるべきでございます。そのためには住民の皆様の立場に立った再編成をしていく必要がございますので、調整方針の一つとして、新市における事務組織・機構の整備の方針を掲げさせていただいております。</p> <p>また、合併当初は、合併による組織・機構の急激な変化によりまして、住民サービスの面などに大きな支障を及ぼすことがないように留意する必要がございますので、そうした面に配慮し、現在の渥美町役場につきましては、当面は支所として存続させることとし、段階的に再編、見直しを行っていくということを2つ目の調整方針としております。</p> <p>なお、本協議事項につきましても、田原町・赤羽根町の合併、先進地の合併協議会と同様に、総括的な調整方針を確認していただくものでございます。こういった課やこういった係というような具体的な組織、機構の取扱いにつきましては、この方針に基づき、合併までに精力的に調整を進めていきたいと考えております。</p> <p>以上で「事務組織及び機構の取扱い」の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、説明が終わりましたので、ご質問等がございましたらお願いをいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>河合委員</p>	<p>2点ばかり、また質問をお願いしたいと思います。</p> <p>1. 上ロレフ上ロレ若テ開演性がまるとすはれビ 介現カ 渥美の職員の方が</p>

ある一部分は今の田原の市役所に配属されるようになると思うんですけど、現状の市役所を見てみますと、本当に狭い中で一生懸命仕事をされているなという、それにまた、前回の赤羽根の合併によりまして、ある課がある日突然と申しましょうか、私は、あんまり市役所へ行かないもので、突然という表現はふさわしくないかもしれませんが、部屋が変わったり、その都度、その都度、大変努力されて市役所を使われておるといふふうに認識しておるんですが、その辺、手狭になると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

それから、2番目に、現在の渥美町の特性を生かしたまちづくり、もちろん一緒になって、これからまちづくりをするわけですが、渥美のほうが特色あるものというものもあるように感じておりますが、支所にある程度部局を配置する必要があるのではないかなというように考えておるんですが、その辺はいかがでしょうか。よろしくお願いたします。

議長

それでは、事務局、どうぞ。

事務局長

それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、1点目の市役所のほうが今、手狭ではないかというお話がございましたけれど、確かに、3年前の協議の段階でちょっと話が出まして、増築プラン等が当時は計画されました。今回も新市の事務所の位置が田原市役所に決まった関係で、以前からでございますが、こういった合併協議等が入っておりますので、部内で検討が始まっております。現市役所の敷地、それから施設を拡充整備していく方針で、今、案を練っておる最中でございます。プランニング等ができましたら、この席にも報告ができるのではないかなと思っております。そんな様子です。基本的には管理部局の職員等が皆田原市のほうへ入ってきますので、受け入れもせざるをえませんので、それに対応できるような努力をしていくということでありまして。

それから、第2番目にお話のございました、支所に、ある程度の部局を配置する必要はどうかというようなお話してございますが、地域づくりを考えることは、渥美町の特性というよりも、渥美半島全体を考えた地域づくりを今回進めていくという方針でございますので、そういった観点で組織というのが今後でき上がってくるかと思っております。

そういったことで、今後の課題になるかと思っておりますが、現状、赤羽根の支所の様子をちょっと申し上げますと、一課で庶務係、窓口係、福祉保健係、施設管理系の4係、約20名の体制で行っております。あくまで支所機能というのは住民サービスの低下を招かないような業務、あるいは施設の維持管理等を行っていくという前提で進めておりますが、実態を申しますと、現状、赤羽根支所においても、赤羽根地域のプロジェクト事業などをそこで担当してもらって、人的な配置で対応している事例もございますので、事業だとか、そういった今後の特性を生かした事業に対する対応はスタッフとして可能な形ができ上がってくるだろうというふうに思っております。具体的な組織機構につきましても、今後、詰めを行いまして、ご報告していくことになろうと思っておりますが、そんな考えでおりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長

はい、どうぞ。

河合委員

どうもありがとうございます。

議長	<p>渥美町には立派な庁舎が隣にありますので、その辺の有効利用なども考えていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにご質疑ございましたら遠慮なくお出しいただきたいと思います。ほかにごいませんか。</p> <p>それでは、ご質疑も特にないようでございますので、提案事項は以上とさせていただきます。</p> <p>先に申し上げましたように、ただいま提案させていただきました5議案につきましては、次回の協議会でご確認をいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>それでは、続きまして、その他の報告事項に移らせていただきます。</p> <p>最初に、新市建設計画について、事務局、説明をしてください。</p>
事務局長補佐 (大谷紀夫)	<p>前回、第2回協議会の終了後の委員協議会におきまして、新市建設計画とは何か、その法的性格や総合計画との関係、今回の合併に伴う財政支援措置の概要などについてご説明をさせていただいたところです。</p> <p>本日は、当協議会で作成する建設計画の骨子について、どのような構成を考えているのか。そして、原稿案を出させていただいております新市の概況並びに将来像についてご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>資料は(仮称)田原市・渥美町まちづくり推進計画、これをお手元をお願いいたします。</p> <p>まず、計画書の名称ですが、表紙にありますように、これまでの例に倣い「田原市・渥美町まちづくり推進計画」にしたいなというふうに考えております。また、平成16年11月とありますが、この作成月は今後の県との事前協議、本協議を経て11月、もしくは12月の合併協議会で計画案の最終的なご確認をいただく予定ですが、その年月というふうになりますので、現在は想定月ということでもよろしくお願いいたします。</p> <p>1枚めくっていただくと目次がございます。</p> <p>ご覧いただきますように、序章に始まりまして第7章までの全8章の構成を予定しております。</p> <p>前回、法的に要求しています記載すべき項目を4点ほどご説明申し上げましたが、そのうち基本方針に相当しますのが第2章。県及び新市の事業が第4章と第5章。公共施設の統合整備が第6章。財政計画は第7章でございます。</p> <p>基本的には、田原町・赤羽根町の2町時に沿った構成となっております。</p> <p>ちなみに、渥美郡3町のとときの違いは、第2章の2、施策の体系及びこれを受けた第4章の新市の施策のところでございます。</p> <p>建設計画は財政計画の裏づけも必要とされ、1の新市の主要施策だけでは、どうしても事業熟度が高く、確実性のある事業のみが掲載されがちでございますが、一方で、新市の積極的なまちづくりの姿勢を広く内外にPRしたり、新たな時代の変化に対応するための先進的、特徴的な新規施策などが掲載されにくい点がございません。</p> <p>このため、2町時の建設計画では、こうした事業を掲載し、新総合計画へもつなげたいというようなことから、これまでのように新市の基盤をつくる基本的で重要な、しかし財政面を重くはかる施策を、新市の主要施策(ガバナンス、インフラ、プロジェクト)</p>

エクト)と呼び、こうした事業について新たに戦略ビジョンを設け、戦略プロジェクトとして位置づけるようにしております。そして、これらの施策をかなえる行政の進め方の理念を地域経営(シティマネジメント)として位置づけました。今回も、できますればこのような構成で事業の位置づけをしまいたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、続いて、原稿案ができた部分の概略をご説明しますので、1ページを開いてください。

まず、序章の1、「合併の必要性」というところです。

2町時の記載では、市制施行を必要性の1つとして挙げておりましたが、その部分を除き、当地域における主な合併の必要性を大きくくりで2点挙げさせていただいております。合併の必要性には、田原市なりの理由や、渥美町としての理由など、これ以外にもいろいろあるかと思いますが、両市町共通の主な合併の必要性として、ご覧になれるように挙げさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして2ページ、「計画策定の方針」でございます。

(1)として、当計画自体の性格、(2)で計画策定に当たっての留意点、1つ飛ばさせていただきますまして、(4)で総合計画との関係、(5)で計画の構成を記載しております。これらは、前回の委員勉強会でご説明させていただいたものでございます。

なお、飛ばしました2ページの(3)で計画の期間を定めております。本計画の計画期間は、合併年度の平成17年度及びこれに続く10年度間とする。合併期日はまだ決定されておませんが、来年度中のいずれかの日が想定されておるところですので、初年度は年度途中からということになります。平成17年度から平成27年度の11年度間にしたいと考えております。これは、建設計画での位置づけが必須となっております合併特例債の対象年度と同一でございます。

続いて、4ページから第1章「新市の概況」です。

両市町並びに合併後の新市の概況を主要データで説明します。これも前回の勉強会でご説明させていただきましたが、新市の人口は約6万5,000人。名古屋市を除く県内87市町村のうち豊明市に次いで24位となります。

また、新市の農業算出額は768億円。全国1位の豊橋市538億円を抜いて断トツの全国1位となります。

工業の分野の製造品出荷額等は1兆6,631億円、県内3位。全国14位に位置します。

財政分野のうちの財政力指数ですが、新市で1.25。毎年変動がありますが、依然地方交付税の不交付団体でございます。

続いて、5ページの2、「概況」をお願ひいたします。

「位置・地勢・面積」、「自然」、「歴史」、「産業」の4項目に分けて、こちらは文章で当地域を簡潔に紹介させていただいております。紙面の都合もあり、多くの記述ができませんが、何かご意見があればいつでも事務局のほうへご指摘をお願ひしたいと思います。

なお、第1章はこれ以外に「人口動態」、「地域の課題」というのが入る予定ですが、現在、作業中でございます。よろしくお願ひいたします。

続いて、7ページをお願ひいたします。

第2章「基本方針」のうち、「新市の将来像」でございます。

この将来都市像は、合併後、新市がどのようなまちを目指すかということを中心にタッチフレーズとして提案する、表現するものでございます。

ご覧のように目指すべき新市の将来都市像は、今回も「うるおいと活力のある田園共生都市（ガーデンシティ）」、これにサブタイトルとして「地域の個性と連携を目指して」にしたいと考えております。

改めて、この将来都市像に込められた言葉の意味をご説明いたしますと、「うるおい」というのは水がきれい、緑や花がたくさんあり、豊かな自然がある。「活力」というのは力強く活性化された経済活動とか、それから、生き生きとした住民生活。そして、自治体としての自立とか、そうした力強いイメージも併せ持つことでございます。

そして、「田園共生都市」ですが、この中の田園都市は、英訳でガーデンシティとなりまして、本来の意味は、イギリスのハワード氏が提唱した概念でございまして、人口5万人程度でも経済的自立、住民自治による協働や環境循環の社会システムができるような都市という意味でありまして、人口規模はこれよりやや多いわけですが、都市の概念としてはこの渥美半島が目指すべき新市のイメージにぴったりであるということから、この田園都市の間に共生という言葉で結びまして、ご覧のように「うるおいと活力のある田園共生都市（ガーデンシティ）」というふうにしております。また、合併でございまして、その合併なりの副題として「地域の個性と連携を目指して」という言葉をつけ加えさせていただいております。

前回、前々回と将来都市像が変わらないわけですが、この地域を大きくとらえれば、2町でも1市1町でも渥美半島が目指すべき地域の将来像はそんなに大きく変わるべきものではございませんので、今回もこの将来都市像を掲げてまいりたいというふうに考えております。

続いて、「新市の将来目標」であります。これは新市の将来都市像を達成するために、まちづくりの将来目標として掲げるものですが、同時に将来都市像がどんな都市なのかを説明するためのもので、将来像と密接な関係にございます。このため、将来目標は、前回2町時と同様の案としております。

それでは、簡単にこれを説明しますと、まず、1番目が、両市町の個性を新市の中で互いに高め合う地域づくりを目指します「個性が響き合う地域」。

それから、2番目に、市民や全体が生き生きと生活し、安心して住み続けることのできる地域を目指す「安心して暮らせる地域」。

3番目に、地域の貴重な環境資源を利活用した環境共生型の地域づくりを目指す「うるおいのある美しい地域」。

4番目に、市民参加による自己決定、自己責任の実現。市民と行政の協働による個性を發揮した活力ある地域づくりを目指す「参加と協働による活力ある地域」。

5番目に、国際化に対応した産業により、新時代を開く地域づくりを目指した「世界に開かれた地域」。

以上、5本の目指すべき将来目標を掲げております。

最後になりますが、8ページに前回の施策の体系を参考資料としてつけております。

今後、新市の課題を始め、左下にございます新市の「主要施策」、「戦略ビジョン及び戦略プロジェクト」、右下の「新市の土地利用の方向性」、そして「地域経営」などの案を作成してまいりますが、今回もこのような構成で進めてまいりたいと思っておりますので、案ができ上がったときにはご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で、簡単ですが建設計画についてのご説明とさせていただきます。

それでは、説明が終わりましたので、ただいまの説明につきまして、ご説明

議長

意見等ございましたらお出しいただきたいと思います。

最初の基本の項目の入り、合併の必要性、この表現でまだいいのかなという感じがちょっとしないでもございませんけれど、何かご意見ございましたら、あるいは新市の将来都市像、将来目標は田原市発足のときのものをそのまま使っておりますので、こうしたことにつきましてのご意見等ございましたらひとつ、今のうちにお出しいただきたいと思います。

顧問の先生方、ご指名しては恐縮ですが、今の段階で何かお気づきになる点がありましたら。委員の皆様方も、こんな渥美半島にしたいという、自分の思いが、大きくこういうところへ反映したいと思うご意見がありましたらひとつお願いしたいと思います。突然で申しわけありませんが、何かお感じになることがあれば。

では、戸田先生。

戸田顧問

計画は、今、市長さんがおっしゃったように理解していただくことが重点ですから、ぜひそういうふうに記述していただきたいと思いますが、先回、私、欠席いたしましたので、ややカタカナが多いなという感じがしますので、理解できるように表現していただきたいという感じがしました。

それから、新市建設計画の場合は、3ページにあります。新しい新市の総合計画の中で、かなりこれが具体化するという面がありますから、その連動のところをはっきりと、つながっていくような形の、後ろになると思いますが、進め方というあたりでそういうところを重点にさせていただければというふうに思います。

財政的には、少なくとも現段階では非常に堂々たる財政を示していますから、そういう点で、農業が断トツ日本一というお話もありましたけれども、そういう重点的な政策が幾つか打ち出されるということで、特に農業と技術面、IT農業という言葉が最近ありますけれども、そういった面での方向性というのも出していただければと思います。

それから、この案そのものではないんですけども、この間、渥美の同級生といいますが、友達と話をしていましたら、「あつみまつり」がなくなるというようなことを言っていました。ですが、そういう文化的な面については、ぜひ固有のものを尊重すると。それから、進めることについては、段階的に進めると。そういう固有性というのを大事にさせていただきたいというふうに思いました。

それから、さっきの話を聞きながら思ったことなんです。庁舎利用という、現渥美町の庁舎利用ということがありました。これは恐らく、統合していった後の庁舎がどうなるのかというのは、全国的問題だと思います。それは恐らく行政の中だけの効率化ということでは多分ないのではないかとこのように思いますから、民間利用、それから、市民団体利用等、そういうことに大いに利用の可能性を広げて、そしてこのアイデアを使いたいという、こうしたいということぜひ盛り込んでいただければというふうに思います。現段階ではそのようなことでございます。

議長

どうもありがとうございます。

河合先生は何か、いいですか。ではまた、随時お願いをいたしたいと思います。

新市建設計画、本当にいろいろな思いがありますので、今日はまだ入りの、ほんのごく一部分ですが、これから、またこの続きが出てくるわけですね。もちろん最終まで結構ですけど、いろいろ途中で気づいたことがありましたら、これからの勉強会の場でも結構ですし、あるいは事務局のほうへご自分の意見を伝えていただいても結構ですし、いろいろなご意見を出していただきたいと思います。またある時期を見て、統一的に皆様のご意見を聞く機会も取ってみたいと思っております。

<p>事務局長</p>	<p>そのような形で進めさせていただきますので、お願いをいたします。 それでは、今日のところはこの程度にしておきますので、ほかに何か、事務局あったらお願いいたします。</p> <p>それでは、次回、第4回合併協議会の日程と、それから、お手元に一部ちらしを配らせていただきましたまちづくり講演会についてご説明をまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それでは最初に、次回の第4回目の協議会の開催日程でございますが、9月30日の木曜日を予定しております。場所は、今度は田原市役所で、午前10時から開催いたしますので、ご予約をお願いしたいと思います。</p> <p>なお、議題といたしましては、本日ご提案申し上げました「地方税の取扱い」を始めとした5件の確認事項と、新たな提案といたしまして、協定項目C群にございます「一部事務組合等の取扱い」を始めまして11件の提案を予定しております。多少多くなりますが、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それから、先ほど若干触れましたが、新市建設計画に関連いたしまして、ちょっと勉強会をお願いしたいなと思います。協議会終了後であります、若干の時間を組み入れさせていただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それから、続きまして、前回、説明させていただきました、お手元のちらしにもございますが、本協議会が主催で計画を進めております「新市まちづくり講演会」でございます。</p> <p>当面、前回、第1回目としてお手元でございますように9月28日の火曜日、静岡文化芸術大学の上野征洋先生をお招きして、開催していくというちらしができ上がってまいりましたので、これについてまずお願ひしたいというのが1点。</p> <p>それから、第2回目ですが、日程が決まってまいりましたので、今後、詳しいご紹介をしていきますが、事前に日程だけお願ひしたいと思います。10月8日です。金曜日になりますが、この日、合併協議会が予定されておりますが、その終了後、渥美町の福江のご出身で、現在、高千穂大学の客員教授であり、中部国際空港の監査役をなさっておられます山本雄二郎先生をお迎えして、講演会を開催したいと思います。先生は、観光振興に対しまして大変ご造詣の深い方だとお聞きしております。講演会の開催場所でございますが、大変恐縮でございますが、協議会は田原のほうで行いますが、その夜になります。渥美町の文化ホールをお借りしまして、夕方6時から計画をさせていただいております。</p> <p>この件につきましても、詳しい資料等整いましたら改めてご案内申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。</p> <p>以上、2点をお願ひ申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>これはどうなんですか。意見や質問用紙。</p>
<p>事務局長補佐 (大谷紀夫)</p>	<p>意見・質問用紙は、前回、河合委員さんのほうからもご依頼がございまして、これから毎回委員さんには、資料送付とともに送らせていただきますので、また何かありましたら、そちらのほうにご記入いただきまして、事務局のほうへどんどんご質問、ご意見等をいただければというふうに思います。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。 <small>市役所のほうから以上のようでございますが、</small> 府政理してまいります、次回の</p>

第4回協議会は9月30日の木曜日、午前10時から田原市役所のほうで開催をいたします。

それから、本日ご提案申し上げました「地方税の取扱い」を始めいたします5件の協定項目につきまして、次にご確認をいただきたいと思います。

そして、新たに協定項目C群の「一部事務組合等の取扱い」を始めいたします11件の協定項目について、次回、提案をさせていただきたいと思います。

さらに、大変恐縮ですが、新市建設計画の事業内容等の勉強会、これは事業内容等が出ますと、多少は具体的にわかるのかなと思いますので、今はちょっと漠然としておりますが、事業内容等が出たときにはひとつまた勉強会で、協議会の後、残ってやっていただくわけですね。そういう機会も設けていきたいということでございます。よろしく願いをいたします。

なお、10月8日の金曜日の晩には、ご当地出身の山本雄二郎先生の講演会を計画させていただきました。それぞれご予約賜りたいと思います。

以上ですかね、事務局。

それでは、本日お願いすることは以上でございます。案件の審議はすべて終了いたしました。

せっかくの機会でございますが、皆さんのほうから何かこの機会にご発言がありましたらお手をお上げいただきたいと思います。

はい、どうぞ。河合先生。

河合顧問

せっかくの機会でございますので、田原市、渥美町の議会の動きというか、大きな変化がなければいいですが、何か特別なものがあればお話をさせていただく。

それから、もう1点、昨日、何かこちらでトライアスロンがあったようですが、今日は新聞がお休みでございます。記事を読む機会を得ておりませんので、ちょっと状況報告でもしていただくとどんなかと、こんなふうに思います。

議長

わかりました。

それでは、両議長さんお見えになりますので、当面の議会の予定でも動きでも結構です。

それから、原さん、ひとつトライアスロンの報告をお願いします。

関委員

本日、1,750名の署名とともに出されておりました住民投票のことについての請願について、委員会で審査をさせていただきました。結果的には、委員会としては不採択というような方向で、今日、話が決まったわけですが、何分にも、これを今、本当は出していいのかわかりませんが、そういうことでございますので、議会で正式に決まるお話です。今日、今、市長さんとお話をし、それはいいではないかということでしたので、お話をさせていただきましたけれど、そんな状況で進んでおります。

後のことについては、議会としても、この9月議会で一番重要な問題でございますので、今日まで各議員の皆さん、担当したのは総務委員会でございますけれども、本当にいろいろなご立場で悩み、考え、結論を出していただいたというふうに思っております。

終わります。

小川委員

渥美町議会といたしましては、変化はございませんけれども、ただ、渥美町も議会は議員報酬金を減らして、合併についての勉強、検討という形で、ほれど

<p>原副会長</p>	<p>どの重要案件につきましては確認されていますので、これといって議会在が検討する項目はございませんけれども、議会一本化という形ですので、合併について今後どういうふうに進めていくか、協力していくかということをお互いに意見交換する場を設けたというようなところでは、今までとちょっと変わったところだと思いますけれども、合併についての方針は、まだ前回と変わらずに、前向きに進めるという形であります。</p> <p>以上であります。</p> <p>顧問の河合先生から、今日は新聞がお休みでありまして、休みでなければ大きく取り上げられていたかもしれないと思うんですけれども、おかげさまで天候にも恵まれて、今年で18回目を迎えることができ、参加者も950人という大勢の方に参加をしていただきました。</p> <p>3年くらい前に、一時落ち込んだんですが、また増えてきてまして、10年前に参加した選手が10年ぶりに参加してくれたり、トライアスロンに携わる人の年齢の幅も広く、全国の皆さんに受け入れられているスポーツなんだと実感しました。</p> <p>一番心配したのは、さきの16号台風でランコースになっておりました伊良湖のサイクリングロードが削られまして、また、地震のあった5日ですか、その日にまた落ちてしまって、すべてなくなってしまうんじゃないかというような感じでした。</p> <p>急遽、国道に迂回路をつくらせていただくということで、県土木にお願いに行ったりしたんですが、国道というのはおいそれと使えるものではないということがわかりました。今回、田原警察署長の特別な計らいでもってやらせていただいたということでございます。</p> <p>選手の皆さんも昨夜のパーティーで、伊良湖大会のランコースの景観はたいへん素晴らしく、こういったコースは他にはないだろうと言ってくれる選手が多く、サイクリングロードの復元につきましては、時間がかかるかもしれませんが、国県等に強く要望していこうと考えております。</p> <p>それと合わせまして、経済的効果も大変あるというか、民宿等々、ほとんど満員でありまして、ガーデンホテル等々も満杯ということでありました。それから、「一番よかったのは何ですか」と聞きましたら、「ふんだんにメロンがあった」ということで、賞品もメロン。食べるのも見ておりましたらメロンが最初に売れてきてまして、やっぱりメロン漬けということでありましたが、いくら食べても飽きないし、味がいいねということで、大変品質もよくなっておりますので、喜んでいただいたということで、その方面でも大変効果があった大会だと思います。</p> <p>来年もぜひ来たいということで、多くの方がおっしゃっていましたので、お礼の言葉の中で、来年は渥美町が昭和30年に合併をしてから、ちょうど50周年になるよということで、来年もこの9月に開催するとなれば、合併が整理をされているかどうかなどということも申し上げまして、50周年としての記念年でもありますし、合併するという記念でもありまして、それも含めて、そんな夢を託したお願いをしておきました。</p> <p>この辺でどうでしょうか。</p> <p>河合顧問</p> <p>それでは、もう1つ、ついでで申しわけございませんけれど、地震のときの津波対策というか、津波警報が引かれてしまって、渥美半島全体が。この表浜線が。この役場では対応は十分できたんですか。どんなだったんですか。地震について。夜中の12時ちょっと前の。</p>
-------------	---

<p>原副会長</p>	<p>対応にてんてこ舞いでありまして、覚悟はしておりまして、私も早速駆けつけてみたんですが、どうも明る日の新聞を眺めましたら、大変対応が遅れたと、13分も遅かったというようなことが大きく出されまして、憤慨はしませんでしたけれど、これは大変なことだということで、それはITを使った情報装置の差ということでありまして、後日、田原市長さんのところを訪問しまして、そのあたりのことをお伺いになりました。自動的に衛星から受信されて、自動的に防災無線に通じていくということになるそうです。その後のフォローは同じだと思いますけれども、一生懸命やりましたが一番困ったことは、報道関係の電話ばかり多くて、1社から何回も来るようなことで、実際の電話がかからないのではと思うぐらい電話が来まして、あれはちょっと困った問題だなと。落ちつくまで報道関係の電話はシャットアウトしておかないと、済んでから答えたほうがいいなというふうに、そんな反省もしております。大事なことをやれないというようなこと、その辺が私の感じたことであります。</p> <p>万全を期して現場を回りまして、大変、伊良湖岬、堀切地区等々が低い地域でありますので、今後の問題として、重点的にその地区をとということで考えております。</p>
<p>議長</p>	<p>今、津波のことがちょっと話題になりましたので、直接関係ないかもしれませんが、説明を申し上げてみたいと思います。</p> <p>原町長さんがおっしゃったように、通常は津波警報が出ましてから、特別な装置がしてないと職員が登庁してどうするかという判断になるわけなんです。たまたま、私ども田原のほうの例でいうと、津波はいつ出るかわからないし、海岸にも大勢おって怖いからということで、さっき原さんがITの差だと言ったけど、エミリスという仕組みがありまして、津波警報が出ると、气象台から発表されますとついでにこれが人工衛星から指示が出まして、そこから私ども地元でやっています放送装置に入るわけなんです。同報装置に。それによって一斉放送がぱっと始まる。自動的に放送するという、この装置をうちのほうは平成9年から入れてあった。「おれのところはなかった、これはいかな」と原さんと話しておって、「今度、一緒になるでいいわ」と私は言うんですけど、これをぜひ、ひとつ急いで入れたほうがいいと思います。</p> <p>ただ、これが入りますと、一定の言葉が入れてあるわけで、私どもは、今度は逆にそれで失敗ということはありませんが、ちょっと物議を醸したのは、今まで経験がありませんでしたので、平成9年に入れて初めて作動したので、放送内容が「津波警報が出ましたので、沿岸部の皆さんは避難してください」と、夜中にやったものですから、みんなびっくりしてしまって、高台の人も避難するのか、しないのかという、ちょっとこの辺がいろいろありましたけれど、改めてまた放送文を直しました。</p> <p>今、こうしたことも日進月歩ですから。それと、もう一つ、マスコミの方から我々がきつく言われたのは、避難してくださいということは市町村長の避難命令なのか、ただ単に放送上言う避難してくださいなのかということを問われたわけなんです。これは実態として、うちの例で言うと、私どものほうで心配なのは池尻、渥美半島で心配なのは、今、原さんが言うように伊良湖の先端のほうですね。日出から小塩津の辺。うちの場合ですと、避難してくださいといったぶん池尻のところの避難所へ確認に行かなかつたじゃないかといってマスコミの皆さんに叱られて、行っておるんですけど、総代さんが、「まあ、この程度なら避難せんでええわ」って言ったんで「そうだな」と言って来ちゃった。</p>

これは合併協議の中でも、それぞれ職員の皆さんも体験しましたものですから、こういう点についても心配のないように調整していこうと、こう思っています。そんなことがありましたけど、実は珍しい、津波警報そのものがめったに出ませんから、おかげでいい勉強をしたんです、どちらも。二人でその辺もよく話をしまして、そんなことが影でございました。ありがとうございました。

うちのほう、三河湾をどうするかと、今まで三河湾であんまり大きな津波があったというのは聞いたことがありませんので、もう少しよく、歴史的にも調べてみようと思っております。

いい話題が出ましたので、ほかに何か、こんなような具合でご質問等ございませんでしょうか。

それでは、特にないようでございますので、ご協力ありがとうございました。

本日はこれをもって閉じます。どうもいろいろご苦労さまでした。

午後 3 時 30 分 閉会